

奨学金制度

◎奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方及び在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行います。

	対象及び貸付額 ※いずれも無利子です。	振込 時期	償還 期間	借受者
武山育英資金	・高校生(月額1万円以内) ・大学生(月額5万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。	6か月分をまとめて振込 正規の就学期間内において、毎年5月と10月に	翌月から10年以内	学生または生徒
高山奨学資金	・専門学校生等 (月額4万円以内) ※准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生・修業年限2年以上		翌月から8年以内	学生
奨学資金	・高校生(月額2万円以内) ・大学生(月額4万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。		翌月から10年以内	学生または生徒
入学準備金	・大学生 (一時金100万円以内) ※短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く。	入学前2月頃	左記振込年の10月から4年以内	学生の保護者

●対象者 (武山育英資金・高山奨学資金については2年以上在住)

- ①保護者が市内にお住まいの方
- ②入学が決定した学生の保護者で入学準備金の調達が困難である方(基準による)、または学資の支出が困難である学生あるいは生徒(基準による)
- ③入学準備金、または奨学金に相当する他の費用、または学資の貸付を受けていない方
- ④保護者が市税を滞納していない方
- ⑤保証人(市内在住の20～59歳)を得られる方

●申請方法

学校教育課にある申請書に必要書類を添えて、「入学準備金」は1月中旬頃までに、「奨学金」は2～3月中に提出してください。

●問合せ

学校教育課 ☎25-5228

安定した自立生活のために 低利子・無利子で資金を貸付

◎生活福祉資金(教育支援費)

生活福祉資金制度とは、安定した自立生活を営めるように、民生委員や社会福祉協議会を通じて、低利子や無利子で資金の貸付を行う制度です。

●内容

①教育支援費

…高等学校、短期大学(専修学校の専門課程を含む)、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費

※その他該当する学校がありますのでご相談ください。

②就学支度費

…上記学校への入学に際し必要な経費

	学校種別及び 貸付限度額	据置 期間	償還 期間	備考
教育支援費	・高校(月額3万5千円以内) ※専修学校高等課程を含む。	卒業後6か月以内	20年以内	無利子(母子及び父子並びに寡婦福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金等の利用が優先されます)
	・高専(月額6万円以内)			
	・短大(月額6万円以内) ※専修学校専門課程を含む。			
	・大学(月額6万5千円以内) ※専門職大学を含む。			
支度費	就学支度費(50万円以内)			

●対象者

一定の所得以下(低所得世帯)の世帯で、この制度を利用することによって自立が見込める世帯。

●留意点

- ・就学する本人が申込者・世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ・本貸付より優先してご利用いただく他制度(奨学金等)があります。
- ・貸付には審査があります。

●問合せ

秩父市社会福祉協議会 ☎22-1514

その他の支援

子育て支援課 ☎26-6535

埼玉県の支援

◎パパ・ママ応援ショップ子育て家庭優待制度

埼玉県内の協賛店で優待カードを提示すると、協賛店舗で割引等のサービスが受けられます。

埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」を友だち追加し、利用者情報を入力して、優待カードを表示してご利用ください。スマートフォンをお持ちでないなどの事情で紙の優待カードを希望の方は、保育こども課、各総合支所市民福祉課、秩父保健センター、各児童館で配布しています。

●対象者

18歳までのお子さんまたは妊娠中の人がいる家庭

●問合せ

子育て支援課（下郷児童館2階） ☎26-6535

※全国の協賛店でもお使いいただけます。

※県外で利用できる協賛店は、「全国共通ロゴマーク」が目印です。



協賛店検索
(埼玉県結婚・妊娠・出産・
子育て応援公式サイト)



県LINE公式アカウント
(埼玉県庁)

子どもの居場所 づくりの支援

◎子どもの居場所づくり交付金

子どもたちが、地域の中で安全で安心して過ごせる居場所づくり(こども食堂)を実施する団体へ交付金を交付し、事業の実施を応援します。

●対象事業の要件

- ①秩父市内に住所を有し、原則として15歳以下の方を対象とすること。
- ②毎月1回以上、1回あたり2時間以上行うこと(1年以上継続して事業を実施する見込みがあること)。
- ③毎回食事を提供すること(衛生上必要な措置を講じること)。
- ④営利を目的とするものでないこと。
- ⑤子どもや保護者の生活相談に応じること。
- ⑥政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- ⑦同事業に対して、市から別の補助を受けていないこと等。

●交付金の種類

- ◎開設経費交付金
- ◎運営経費交付金

●問合せ

応募方法及び申請書類等の詳細については、子育て支援課(下郷児童館2階) ☎26-6535



子育てハンドブック

令和7年6月 発行

編集・発行 秩父市福祉部子育て支援課

〒368-0016 秩父市阿保町9-28

(下郷児童館2階)

電話 26-6535(直通)